

「知的財産推進計画2018」・「知的財産戦略ビジョン」策  
定に係る検討課題に関する意見書

2018年（平成30年）2月15日

日本弁護士連合会

本年1月18日付けで知的財産戦略本部によりなされた「『知的財産推進計画2018』・『知的財産戦略ビジョン』の策定に向けた意見募集」に関し、当連合会は、知的財産に関連する契約実務の高度化及び農林水産関係知財の保護の取組に焦点を絞って、以下のとおり意見を述べる。

## 第1 意見の趣旨

- 1 知的財産に関連する契約実務を高度化させるための施策を検討すべきである。特に中小企業・ベンチャー企業において、データを含む知的財産を活用した事業展開をなすには、知的財産各法のみならず、契約法、個人情報保護法、独占禁止法並びに訴訟法及び倒産法等の関連法令を踏まえた高度な契約に基づき、利益保護とリスク低減を図ることが重要である。これを可能にするためには、中小企業・ベンチャー企業に対して、産業財産権の権利化を支援するだけでなく、必要な人材を育成することを含め、知的財産に関連する契約法務活動の支援をすることを検討すべきである。
- 2 種苗法に基づく品種登録制度に関する諸規定について、産業財産法制とのバランスを考慮しつつ、例えば、①出願公表に伴う補償金請求を容易にするための改善、②育成権者の権利範囲を理解するための情報へのアクセス改善、③権利無効の抗弁と同趣旨の制度の検討、④職務育成品種についての制度整備を図る等、現実的に制度の活用に支障のないように全体的な整理検討がなされるべきである。また、農林水産関係知財制度の一層の普及・啓発に努めるとともに、エンフォースメント（権利行使）も視野に入れた形での途上国への法制度整備支援も展開されるべきである。

## 第2 意見の理由

- 1 知的財産に関連する契約実務の高度化について  
(1) 第4次産業革命時代に即した産業競争力の強化のためには、標準化戦略やデータの利活用に関する戦略等にみられるように、円滑かつ実効的な企業間

連携を推進していく必要がある。

そのためには、技術起点で産業財産権を出願、権利化を図るといった観点のみの知的財産マネジメントでは十分とは言えず、企業間連携を含め、市場における事業展開を幅広く視野に入れた事業戦略的な観点から、知的財産を軸とする契約を活用するマネジメントが求められる。

(2) しかしながら、我が国の契約実務は、例えばグローバルに事業を展開しているような一部の企業を除き、国際的にみて必ずしも高い水準にあるとは言えない。特に中小企業・ベンチャー企業においては、優れた技術を知的財産として有していながら、それを基軸とする実践的な取引や企業間連携等を推進するための契約法務を取り入れた知的財産マネジメントを行う人材やコスト負担能力が不足している現状にある。特に、データを含む知的財産に関する契約には、知的財産各法のみならず、契約法、個人情報保護法、独占禁止法並びに訴訟法及び倒産法等の数多くの関連法令が係り、それらの全てに配慮して利益保護とリスク低減を図ることが重要であるところ、そのためには高度な知識・経験を必要とする。

(3) そこで、「知的財産推進計画2018」策定にあたっては、技術的観点に偏らず、事業戦略の観点から、例えば効果的な企業間連携を実現する等、契約を駆使した知的財産マネジメントを行うことができるような人材を育成するとともに、知的財産を軸とするグローバルな事業展開に不足のないよう契約実務を高度化させるための施策を検討し、特に中小企業・ベンチャー企業において、知的財産に関連する契約法務を充実させるために必要な支援策を検討すべきである。

## 2 農林水産関係知財の保護の取組について

### (1) 品種登録保護制度の改善点

当連合会は、「『知的財産推進計画2017』策定に係る検討課題に関する意見書」(2017年2月16日付け)においても、農林水産事業に関する知的財産(以下「農林水産知財」という。)の重要性と国内外での展開を視野に入れた今後の戦略的取組の必要性を指摘した。「知的財産推進計画2017」においては、「II. 1. 攻めの農林水産業・食料産業等を支える知財活用・強化」の項目中に農林水産事業等についての「現状と課題」の認識が示され、数々の取り組むべき施策が指摘された。

その取り組むべき施策の中に、育成者権の権利範囲(独占権の範囲)を画する判断基準の明確化についても短期・中期の検討項目として取り上げられ、

現在、農林水産省において鋭意検討されていることと思料するが、関連して併せて検討されるべき事項を指摘する。

① 出願公表に伴う補償金請求について

品種登録制度は、既存品種（公知品種）にはみられない新しい特性を具える植物体を開発等した者が、農林水産大臣に対し、品種登録出願を行い、これに対し、審査当局において区別性、均一性及び安定性等の登録要件（種苗法3条1項）の実体審査が実施され、要件を備えているものと認められる場合には品種登録がなされて、出願者に対し育成者権（品種利用についての独占権）が設定・付与されるものである。

ところで、この品種登録制度は、特許制度と同様に、出願内容が出願後に審査当局より、遅滞なく公示されて出願公表がなされることとされている（種苗法13条）。この出願公表制度は、出願品種が出願審査中に第三者に無断利用されることがないように、後日品種登録に至った場合には、当該第三者に対して、補償金（ロイヤルティ相当額）を請求できることとして、出願者を保護するための制度である。

上記出願公表に伴う補償金請求は、特許制度における特許公開後の補償金請求と比肩されるべきものであるが、特許制度であれば、出願公開後に発明を実施する第三者に対して出願内容を知らしめるために、特許公開公報を提示することで足りる。しかし、品種登録制度における出願公表制度に基づく補償金請求を行うために、種苗法14条1項が指示する「出願品種の内容を記載した書面」がどのような内容であるかは不明確であり（品種登録出願においては、願書に添付する特性表の記載は簡略記載で足りる実務であり、それでは出願品種の特性を示す書面たり得ない。）、実務上、補償金請求が極めて困難な状況にある。

また、品種登録においては、出願者において出願品種（植物体）が具えていると考えている特性の記載に拘束されることなく、審査当局において出願時に出願者から提出される植物体の現物を栽培して特性を確認する試験等を実施して、上記登録要件が認められると判断される場合には、審査当局が認定した特性で登録されるものであり、願書に添付されている特性表の記載と、品種登録時の特性表の記載とが大きく乖離することも珍しくない。

その意味で、出願公表時点で、出願者が認識している出願品種の特性を上記第三者に何らかの形で説明し得たとしても、登録時点の特性表とは相

当程度乖離しているものであるから、そのような事情が出願公表制度における補償金請求にどのように影響を及ぼすのかが制度上、極めて不明瞭である。

品種登録後の育成者権の権利範囲（独占範囲）の明確化は、育成者権の権利行使に直接影響を及ぼす事柄であるため、早急にその基本的な考え方が整理されるべきであるが、同様に、植物新品種の保護の一翼を担っている出願公表による補償金請求制度についても、実務的には対応困難な点が見受けられるため、その基本的な考え方が整理されるべきである。

## ② 育成者権の権利範囲を理解するための情報へのアクセス改善

特許等の産業財産制度においては、当業者をはじめとした第三者が特許発明の技術的範囲（権利範囲）の外延を判断するための各種資料（願書やこれに添付される特許請求の範囲や明細書、図面や審査当局が出願人に対して出される命令や通知等、あるいはこれらに対する出願人の意見書や補正書等の各種応答書類、公開特許公報、特許掲載公報等）の資料をウェブサイトで一般公表しており、第三者として容易に出願経緯を参酌できる環境が整っている。

他方、品種登録制度においては、登録品種の特性表を入手するには、農林水産大臣宛に謄本の交付請求を行う必要があり、利用者の便宜に資するとは言いがたい。品種登録制度における各種情報へのアクセスの容易化がより一層推進されることが望ましい。

## ③ 無効の抗弁について

特許権等産業財産権制度においては、2004年（平成16年）特許法等改正において、最高裁平成12年4月11日キルビー事件判決（特許に無効理由が存在することが明らかなきには、特段の事情が無い限り、その特許権の行使は、権利の濫用として認めないというもの）の趣旨に基づき、特許法104条の3が創設されるに至った。そしてこの特許無効の抗弁は、権利設定型の知的財産権の権利行使が適正になされることを担保しており、実務上も多用されているところである。

上記最高裁判決の基本的な理念は、権利設定登録型の知的財産権において、登録要件の欠如等の事由（無効理由）が存在する場合には、瑕疵ある権利として他者に対して権利行使をさせるべきではなく、その点の審理は、特許無効審判手続や審決取消訴訟といった行政訴訟ルートでの判断結果に依存するのではなく、特許権侵害訴訟を担当する裁判所が行っても良いと

いうものである。

そして、その趣旨は、育成者権においても同様に妥当するものでありながら、種苗法上は特許法104条の3に対応する規定はいまだ存在しないため、現行の実務においては、上記最高裁判決の趣旨を汲んでの権利濫用法理が適用されている。

種苗法においては、無効審判制度を有しないこともあって、直ちに特許法104条の3と同様の規定を創設できるものではないが、登録要件の欠如（種苗法においては、49条所定の品種登録の職権取消事由が特許無効理由に比肩されるものである。）が、育成者権侵害訴訟において問題となったときに、どのように対処されるべきかを、育成者権の適正な行使を担保するという観点から、特許制度と照らしあわせて検討されるべきである。

#### ④ 職務育成品種について

2015年（平成27年）特許法等改正において、職務発明については、使用者（会社）側の選択により、法人帰属制の採用も可能とされたが、種苗法における職務育成品種については、同改正前の特許法35条の規定に平仄を合わせた規定のままである（種苗法8条参照。法人帰属制の選択の余地はない。）。

しかしながら、植物新品種の開発行為も、植物特許と同様に、企業としての研究開発の成果である場合も当然にあり得るのであり、職務発明として捉えれば発明は使用者に原始的に帰属するが、職務育成として捉えた場合には品種登録を受ける権利は従業者に帰属しているという整理は、極めて不明瞭であり、職務発明制度と同様に、職務育成品種についても、法人帰属を選択できるようにすべきである。

- (2) 「知的財産推進計画2017」においては、「海外における品種の適切な保護」が謳われた。東アジア地域の国々に対して、植物新品種保護に関する国際条約（UPOV条約）への加盟を促進し、また当該国での植物品種保護法制の実施体制の整備支援等も指摘されているところであるが、当該国における育成者権（植物品種保護に関する権利）のエンフォースメントという観点からみた場合には、当該国の司法制度をも視野に入れた法制度整備支援が必要である。我が国の植物新品種の保護のための法制度整備支援については、関係省庁が連携を図り当該国で展開するのが望ましい。国内外において実務的知見を有する会員を擁する当連合会としても、これらの取組に協力する所存である。

(3) 当連合会は、前述の「『知的財産推進計画2017』策定に係る検討課題に関する意見書」において、全国各地の小規模な農林水産事業者に向けた農水知財の啓発及び制度の周知を図る必要性を説き、各知的財産法を所管する官庁が連携するべきであると意見を述べた。本年1月末には、農水知財の各法を所管する省庁や関係機関をはじめ、当連合会及びその活動から派生して設立された弁護士知財ネットが連携し、書籍「攻めの農林水産業のための知財戦略～食の日本ブランドの確立に向けて～」を上梓した。

当連合会としても、引き続き、関係省庁・団体と連携を図りながら、農水知財分野における知的財産法制や適切な契約対応の在り方等について普及・啓発を行い、専門家に対し身近に相談できる相談体制の整備など、農林水産事業者からの相談の受け皿作りに寄与する所存である。

以上